



我孫子市告示第34号

令和7年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号）第7条第3項の規定により告示する。

令和7年2月19日

我孫子市長 星野 順一郎



我孫子市公契約条例第7条第1項第1号により定める額

労務報酬下限額	別表のとおり
---------	--------

## 別表

[単位：円（1時間当り）]

No.	職種	労務報酬下限額	No.	職種	労務報酬下限額
1	特殊作業員	2,900	26	高級船員	3,790
2	普通作業員	2,510	27	普通船員	3,050
3	軽作業員	1,760	28	潜水士	4,790
4	造園工	2,680	29	潜水連絡員	3,610
5	法面工	3,130	30	潜水送気員	3,530
6	とび工	3,300	31	山林砂防工	3,190
7	石工	3,260	32	軌道工	5,980
8	ブロック工	3,020	33	型わく工	3,030
9	電工	2,970	34	大工	3,010
10	鉄筋工	3,290	35	左官	3,230
11	鉄骨工	2,850	36	配管工	2,770
12	塗装工	3,260	37	はつり工	2,990
13	溶接工	3,450	38	防水工	3,470
14	運転手（特殊）	3,000	39	板金工	3,390
15	運転手（一般）	2,670	40	タイル工	2,680
16	潜かん工	3,670	41	サッシ工	3,170
17	潜かん世話役	4,360	42	屋根ふき工	3,350
18	さく岩工	3,910	43	内装工	3,250
19	トンネル特殊工	3,650	44	ガラス工	3,130
20	トンネル作業員	3,070	46	ダクト工	2,890
21	トンネル世話役	4,030	47	保温工	2,750
22	橋りょう特殊工	3,470	49	設備機械工	2,780
23	橋りょう塗装工	3,520	50	交通誘導警備員A	1,930
24	橋りょう世話役	3,980	51	交通誘導警備員B	1,690
25	土木一般世話役	3,120			

※ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する労働者及び年金等の受給のため労働の対価を調整している労働者の労務報酬下限額は、次のとおりとする。

労務報酬下限額	1,232円（1時間当り）
---------	---------------